

1 社員の感染予防策の徹底

1. 次に掲げる自己管理及び会社への速やかな報告。
 - (1) 毎朝の体温の測定と記録。
 - (2) 発熱などの症状がある場合には、会社への連絡及び自宅待機。
 - (3) 以下のいずれかに該当する場合には、会社への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ。
 - ① 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - ② 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ③ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての会社への速やかな報告。
2. 会社内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。
 - (1) 出勤時、製造施設・現場休憩室への入場時には手洗い、手指の消毒をすること。
 - (2) 会社内では、基本的にマスクを着用すること（熱中症に注意すること）。
 - (3) 清掃の時は、通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー等人がよく触れるところの拭き取り清掃をすること（清掃の際は手袋を着用すること）。

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

| 機関名称 | 電話番号 | 受付時間 |
|------------------------|--------------|-------------------------|
| 岡山県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 | 086-226-7877 | 土・日・祝日を含む 24 時間 |
| 兵庫県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 | 078-362-9980 | 土・日・祝日を含む 24 時間 |
| 岡山市保健所（岡山市） | 086-803-1360 | 土・日・祝日を含む 24 時間 |
| 備前保健所（瀬戸内市） | 086-272-3934 | 土・日・祝日を含む 24 時間 |
| 備前保健所東備支所（備前市、赤磐市、和気町） | 0869-92-5180 | 土・日・祝日を含む 24 時間 |
| 赤穂健康福祉事務所（相生市、赤穂市、上郡町） | 0791-43-2321 | 平日 9 時 00 分から 17 時 30 分 |
| 厚生労働省 電話相談窓口 | 0120-56-5653 | 9 時 00 分から 21 時 00 分 |

2 会社で感染陽性者が出た場合の、感染者・濃厚接触者への対応

1. 感染者等に対する不利益な取り扱い、誹謗中傷、差別的な取り扱いを断固禁止する。
2. 感染者発生の把握、報告及び周知。
 - (1) 感染者が確認された場合には、会社の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、社員に対しては会社内で感染者が確認されたことを社員全員に周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。
 - (2) 濃厚接触者の確定及び対応
 - ① 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触した社員は自宅待機すること。
 - ② 保健所が濃厚接触者と確定した社員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従うこと。
 - ③ 濃厚接触者と確定された社員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を会社へ報告すること

「濃厚接触者」とは、「患者(確定)」が発病した日の二日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

<「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月27日版）」>

3. 会社内・施設設備等の消毒

消毒は保健所の指示に従って実施し、感染者が勤務した区域（事務所、製造施設、倉庫、現場休憩室等）の消毒を行うこと。緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール(70%)）又は次亜塩素酸水で拭き取り等を行うこと（手袋を着用すること）。

4. 業務の継続

重要業務の継続。

- (1) 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握し、業務を継続する。
- (2) その他必要なことは別途定める。